

令和2年7月

地方交付税法第17条の4の規定に基づき、地方団体から申出の  
あった交付税の算定方法に関する意見の処理方針(案)

都道府県分

(様式2)

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 総括的事項 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(省)	東京都	大都市特有の財政需要の反映について	<p>基準財政需要額の算定に当たっては、大都市に特有の地価の高さ、社会保障関係費の伸び等に係る財政需要を適時適切に反映されたい。</p> <p>[継続]</p>	<p>一部採用する。</p> <p>大都市特有の財政需要については、これまでも、社会保障関係経費や防災対策の強化に係る経費などについては、「人口」を測定単位として算定されている他、道路交通量の多さを指標とした道路に関する需要額の割増しなどを行い、大都市圏における財政需要についても適切に反映している。</p> <p>さらに、令和2年度算定においても、近年大幅に増加している社会保障関係経費などについて、実態を踏まえ、密度補正等を講じて適切に算定している。</p> <p>また、普通態容補正は、各市町村の都市化の度合を示す評点は、1000点満点で示しているものであるが、当該評点に対応した各費目の個別係数の設定においては、決算の状況などを踏まえた上で、引き続き適切に設定してまいりたい。</p> <p>なお、土地単価の高さについては、平成15年度における留保財源率の引上げに際して、その見合い分として留保財源の多い財政力の高い都市部にかかる需要額を削減したところであり、その他の土木費における土地価格比率による割増部分等を廃止したものである。</p>
2	(省)	徳島県	段階補正及び人口急減補正の存続及び適正水準の確保について	<p>段階補正係数と人口急減補正係数は、各地方団体の人口規模等による経費の差を調整するために不可欠な係数であり、その存続と係数的確な算定による適正な水準を確保すること。</p> <p>[継続]</p>	<p>採用する。</p> <p>段階補正及び人口急減補正については措置を継続することとしたうえで、人口規模に応じた経費差の反映や人口が急激に減少した団体に対する激変緩和措置を引き続き講じる。</p>

(様式2)

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分 ・ 市町村分 ]

[ 総括 ・ 需要 ・ 収入 ]

[ 総括的事項 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
3	(省)	神奈川県	過度の財源調整の見直しについて (段階補正係数の見直し)	段階補正係数については、総合的なバランスを考慮し、都道府県分の過度な割落率を見直されたい。 [継続]	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。  人口一人当たりの経費は、一般的に人口が多い団体ほど割安に、人口が少ない団体ほど割高になることから、このような事情を適切に算定に反映することが必要と考えており、今後とも引き続き適正な係数の設定に努めてまいりたい。 なお、人口密度補正は、人口が一定であると仮定した場合の人口密度の大小に応じた経費の差異を補正するものであり、人口に対して二重の補正は行っていない。(その土、その教、衛生)

(様式2)

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 道路橋りょう費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
4	(省)	北海道	道路橋りょう費(延長)における割落率による不均衡の是正について	道路事業(投資)においては、本道よりも地方負担額が低い団体が複数あるにもかかわらず、本道が特例的に割落とされる算定となっているため、北海道の割落率を廃止し、不均衡を是正すること。 [継続]	以下の理由により採用しない。  北海道に適用される割落率は、国庫補助負担金の割合が高率であることから、地方負担割合が北海道以外の地域に比べて低いことを反映させるものである。 平成28年度以降、毎年度、道路事業における決算の動向を踏まえ、直近の国庫補助負担率等に基づく係数の設定を行っている。
5	(省)	北海道	労務単価等の上昇を踏まえた寒冷補正の適切な算入について	労務単価等の上昇を踏まえ、道路橋りょう費の寒冷補正係数を見直すこと。 [新規]	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。  道路橋りょう費における除排雪経費の算定については、各団体の負担を踏まえ適切に対応している。 なお、現行の算定方法は、路面幅員毎の道路の面積に応じた除雪機械の使用に係る費用を基礎として除雪諸経費・運搬排雪費等を加算して積算しており、労務単価等の変化を毎年度の積算に反映する仕組みとはしていないところであるが、地方団体における経費支出の実態等を踏まえ、より適切な算定方法について検討する。
6	(省)	茨城県 新潟県 奈良県	道路橋りょう費(道路延長)における投資補正係数の見直しについて	道路整備の遅れた団体において、未整備区間の整備が促進されるよう、投資補正における「未整備延長区間比率」に係るウェイトを引き上げられたい。 [継続]	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。  投資補正における各指標のウェイトに関しては、平成21年度において見直しを行ったところであるが、今後も引き続き検討する。
7	(省)	宮崎県	新直轄方式による高速道路整備に係る補正係数の見直しについて	トンネルや橋りょうの延長割合が高い団体の交付税措置を割増しする投資補正係数について、全国平均を超える程度に応じて段階的に割増しされるよう見直ししていただきたい。 [新規]	以下の理由により採用しない。  新直轄高速道路の地方負担については、制度導入時にマクロベースでは、所要の税源を地方に移譲することにより財源措置がされていることを踏まえ、地方交付税の算定において、各団体の負担の実態を適切に反映することとしており、新直轄高速道路のトンネル延長比率又は橋りょう延長比率が全国平均の2倍を超える団体に適用する補正についても、各団体の負担の実態を勘案して設定したものである。

(様式2)

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 道路橋りょう費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
8	(省)	沖縄県	道路橋りょう費(延長)の投資補正係数の算定における割落としの廃止について	道路橋りょう費の算定において、投資補正係数の割落とし(0.88)を廃止していただきたい。 [継続]	以下の理由により採用しない。 沖縄県に適用される割落率は、国庫補助負担金の割合が高率であることから、地方負担割合が沖縄県以外の地域に比べて低いことを反映させるものである。 平成28年度以降、毎年度、道路事業における決算の動向を踏まえ、直近の国庫補助負担率等に基づく係数の設定を行っている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 河川費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
9	(省)	大阪府	河川の維持管理費等に対する密度補正係数等の新設	河川維持管理経費について、的確に交付税に算入するため、「人口集中地区面積(DIDs area)」を反映した密度補正係数を新設されたい。また、堆積土砂対策について、交付税措置のある地方債を新設のうえ、事業費補正を新設する等、所要の措置を講じられたい。  [継続]	一部採用する。  人口集中地区面積の割合と河川維持管理費の需要額増加との因果関係が他団体の状況を見る限り不明瞭であり、ご提案の総面積に占める人口集中地区面積の割合を補正係数として採用することはできない。加えて、算定の簡素化の観点から補正係数の新設については抑制的に考えているところ。 河川等の浚渫に係る経費については、当該事業を対象とする地方債を創設し、元利償還金の一部を基準財政需要額として算入する。
10	(省)	大分県	土砂災害対策に関する密度補正の継続について	近年頻発する土砂災害防止対策への財政需要に対応するため、土砂災害対策に関する密度補正を継続すること。  [新規]	以下の理由により採用しない。  土砂災害防止法に基づく基礎調査に係る経費については、平成27年度から5年間で基礎調査未了の箇所を解消するため、時限的に密度補正により措置を講じたものであり、各団体において調査未了箇所が解消されたことを踏まえ、密度補正を廃止し、単位費用により措置することとする。

(様式2)

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 教育費総括 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
11	(省)	北海道	教職員費における経常態容補正(年齢構成差分)の適用範囲の拡大について	小学校費、中学校費及び特別支援学校費における経常態容補正(年齢構成差分)について、給与費全体に適用させること。  [継続]	以下の理由により採用しない。  教職員給与の単位費用計上額のうち、三位一体改革で税源移譲の対象とされた義務教育国庫負担金の負担割合変更分については、税源移譲額との差を可能な限り調整する必要があったことから、例外的に年齢構成に起因する給与単価差を反映する経常態容補正を適用することとしている。 一方で、長期的に見れば年齢構成差による給与差は平準化すると考えられることから、従来の地方負担分や一般職員等については、適用することとはしていない。

(様式2)

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 高等学校費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
12	(省)	北海道 新潟県 長野県 鳥取県 徳島県	高等学校費における需要の適切な反映について	人口減少対策を図る地方創生の一環として、学校規模や学科に応じた学校運営経費を適切に需要額に反映させるよう補正係数又は単位費用を見直すこと。 [新規]	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。  学校運営経費については、その大部分である教職員給与について、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（標準法）に基づき措置を行っている。 なお、地域社会維持のための小規模高校の運営については、人口集積の割合が低い地域で、生活を支えるサービスの提供コストが拡大し、持続可能性が低下することに対応するものであるため、「地域社会再生事業費」の対象経費として想定している。
13	(省)	福島県	東日本大震災にかかる教育関係費の特例率の適用の継続について	東日本大震災に伴い「福島県」に対し適用された、高等学校費（生徒数）における特例措置を、令和2年度以降も継続すること。 [継続]	採用する。  被災3件の原発被災団体及び津波被災団体並びに福島県のうち、生徒数の減少率が全国平均を下回る団体については、令和2年度も特例措置を継続することとしている。

(様式2)

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 特別支援学校費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
14	(省)	大阪府	特別支援学校への送迎等におけるスクールバス運行にかかる補正係数の新設	特別支援学校への送迎等におけるスクールバス運行にかかる補正係数を新設されたい。 [新規]	以下の理由により採用しない。  スクールバスに係る経費については、平成30年度から令和2年度にかけて、運行に係る実態を踏まえた標準的な経費を段階的に引き上げており、単位費用において適切に措置しているところ。
15	(省)	山口県	特別支援学校の通学バス運行経費の適切な算定について	特別支援学校における通学バス運行経費について、所要台数等を適切に算定に反映されたい。 [新規]	以下の理由により採用しない。  スクールバスに係る経費については、平成30年度から令和2年度にかけて、運行に係る実態を踏まえた標準的な経費を段階的に引き上げており、単位費用において適切に措置しているところ。

(様式2)

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ その他の教育費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
16	(省)	大阪府	高等教育無償化に係る 交付税措置について	高等教育無償化については、新たな地方負担が生じないよう「無償化対象学生数」を基礎とする密度補正係数の新設などにより交付税で全額措置されたい。 また、「無償化対象学生数」の実数と当該年度における交付税の算定数との乖離が生じる可能性があるため、精算する制度の導入(補正係数)などを新設されたい。  [新規]	一部採用し、引き続き検討する。  高等教育無償化に係る地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上し、一般財源総額を確保した上で、個別団体の地方交付税の算定に当たっても、地方負担の全額を基準財政需要額に算入するとともに、地方消費税の増収分の全額を基準財政収入額に算入する。 これを踏まえ、適切に単位費用措置を講ずるとともに、高等教育無償化の対象学生数に基づく密度補正係数を新設する。 なお、来年度の算定については、無償化対象学生数の実績等を踏まえて算定方法を検討する。
17	(省)	奈良県	密度補正(人口密度の 大小による教育事務所 数の増減を勘案)の廃 止について	教育事務所数と人口密度の間に相関関係が見受けられず、また、教育事務所数自体が合理化により減少している現状を踏まえ、算定の簡素化の観点からも、密度補正を廃止すること。  [継続]	以下の理由により採用しない。  教育事務所に要する経費と人口密度の間には一定の相関関係があるため、引き続き密度補正を適用する。
18	(省)	沖縄県	高校生等奨学のための 給付金における密度補 正の新設	高校生等の奨学のための給付金について、地方負担額についてはその実態に応じて基準財政需要額に算入すること。  [継続]	以下の理由により採用しない。  高校生等の奨学のための給付金については、国の予算措置の状況を踏まえ、所要の経費を単位費用に算入している。 当該給付金については、概ね測定単位である人口と比例した財政需要であることから、算定の簡素化の観点も踏まえ、密度補正措置を講じていないものである。

(様式2)

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 厚生労働費総括 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
19	(省)	神奈川県	社会保障の充実に係る 経費の適正な算定につ いて	消費税率引上げに伴う社会保障の 充実などに係る経費について、各地 方公共団体の財政需要を適正に算定 すること。  [継続]	一部採用する。  令和2年度地方財政計画に計上された社会保障の充実分については、基準財政需要額に全額算入している。 幼児教育の無償化、高等教育の無償化については令和2年度算定より補正を新たに設け、その財政需要を適切に算入していくこととしている。 また、各費目における既存の各種補正等によっても必要な財政需要を算入していると考えている。

(様式2)

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 社会福祉費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
20	(省)	北海道	児童相談所に要する経費の適切な算入について	<p>広大な行政面積を有し、人口が低密度である北海道では、相談件数が多くない地域においても、児童相談所運営指針で通報から安全確認を行うまで48時間以内と定められていることから、業務の必要上、分室を設置し児童相談所業務にあっている。</p> <p>こうした財政需要を適切に算定に反映するため、人口密度の大小による財政需要の増減を的確に反映させるため、密度補正を新設すること。</p> <p>[新規]</p>	<p>以下の理由により採用しない。</p> <p>児童相談所の運営に要する経費のうち、児童福祉司の配置に要する経費については、法令上の配置基準に基づき、管轄区域人口や虐待相談対応件数等に応じた算定を行っている。</p> <p>一方、人口密度は児童相談所の設置や職員配置における法令上の基準ではないため、算定に用いることは困難。</p>
21	(省)	石川県	幼児教育の無償化に係る基準財政需要額の算定方法について	<p>幼児教育の無償化は国主導で進められたものであることから、基準財政需要額の算定に当たっては、団体ごとの所要額を適切に把握し、利用実態を確実に反映できる方法とされたい。</p> <p>[新規]</p>	<p>採用する。</p> <p>幼児教育の無償化に係る地方負担部分について、基準財政需要額の算定に当たっては、児童数に基づく現行給付の算定に加えて、新たに創設された施設等利用給付の地方負担部分についても、給付対象児童数に基づく密度補正を新設して算定を行う。</p>
22	(省)	福井県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 徳島県	幼児教育無償化への地方財政措置について	<p>幼児教育無償化に係る地方負担分については、一般財源総額の同水準ルールの外枠で歳出に全額計上するとともに、地方交付税の算定に当たっても、各団体の需要額が適切に反映されるよう、きめ細やかな算定を行うこと。</p> <p>[新規]</p>	<p>採用する。</p> <p>幼児教育の無償化に係る地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上し、一般財源総額を増額確保したうえで、個別団体の地方交付税の算定に当たっても、地方負担の全額を基準財政需要額に算入することとしている。</p> <p>また、各地方団体の負担の実態を反映するため、保育所・幼稚園の子ども数に基づき、補正を適用することとしている。</p>

(様式2)

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 衛生費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
23	(省)	岩手県 山形県 茨城県 群馬県 千葉県 沖縄県	県立病院会計に対する繰出金等に係る単位費用及び補正係数の見直しについて	県立病院会計に対する繰出金等に係る算定額が繰出基準額と乖離していることから、単位費用及び補正係数を見直すこと。 [継続]	一部採用する。 公立病院の設置運営に要する経費のうち一般会計で負担すべき経費については、適切に地方財政計画に計上しており、その一部について地方交付税措置を講ずることとしている。令和2年度においても、地方財政計画の歳出に病院事業に対する繰出金を同程度計上し、普通交付税による措置を継続することとしている。
24	(省)	新潟県	病院事業債にかかる交付税措置の見直し	再編・ネットワーク化に係る公立病院の病院事業債(特別分)の期限延長、交付税措置率の拡充及び措置の対象となる建物の建築単価の上限額の引き上げを行うこと。 [新規]	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 再編・ネットワーク化に係る地方財政措置については、令和3年度地方財政対策に向けて検討していく。
25	(省)	大阪府	都道府県立病院会計への繰出金等(高度医療に要する経費)に係る密度補正係数の見直しについて	都道府県立病院会計への繰出金等のうち、高度医療に要する経費が適切に基準財政需要額に算入されるよう、密度補正係数を見直されたい。 [継続]	以下の理由により採用しない。 高度医療に要する経費に係る繰出金については、密度補正単価において所要額を適切に算入している。また、新たな密度補正措置については、算定の簡素化の観点から慎重に対応する必要がある。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 衛生費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
26	(省)	兵庫県 宮崎県	交付税措置の対象となる公立病院の施設整備費に係る建築単価の設定方法の見直しについて	交付税措置の対象となる建築単価の上限額(36万円/㎡)が、平成29年以降における公立病院を含む公的病院等の建築単価(46.9万円/㎡)と乖離しているため、より実態に即した建築単価への見直しや、病院間での建築面積の大小による交付額の不均衡が生じないように、建築単価の計算に1床当たりの面積上限の設定を行うこと。  [継続]	以下の理由により採用しない。  他の経営主体に比べて公立病院の建築費コストが高い傾向にあるとの指摘もあることや公的病院等(公立病院を除く)の建築単価等を踏まえ、病院の施設整備費のうち、建物の建築単価が1㎡当たり36万円を上回る部分については、普通交付税措置の対象外としているところであり、当該基準の見直しについては慎重に検討する必要がある。
27	(省)	沖縄県	都道府県が設置している診療所に要する財政措置について	市町村診療所と同様に都道府県立診療所に対しても補正係数により財政措置を講じること。  [継続]	以下の理由により採用しない。  公立病院の設置運営に要する経費のうち一般会計で負担すべき経費については、適切に地方財政計画に計上しており、特に全国的に標準的な経費について地方交付税措置を講じている。都道府県立診療所数は全国的にも設置団体が限定されているため、現状では単位費用において措置していないほか、新たに密度補正措置を講ずることについては、算定の簡素化の観点から慎重に対応する必要がある。

(様式2)

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 農業行政費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
28	(省)	北海道 新潟県 長野県 鳥取県 徳島県	新規就農者確保等農業行政費の充実について	農業行政費について、単位費用を充実するとともに、耕地面積が広大な場合の人員配置の必要性を踏まえて密度補正Ⅰを拡充し、農業行政費全体の増額を図ること。 【知事連盟共同提案】  [新規]	以下の理由により採用しない。  農業行政費においては必要な経費を単位費用に積算するとともに、作付延べ面積の大きい団体については、密度補正を適用することにより割増しを行う等、適切に算定を行っている。 なお、新規就農者の確保については、地域社会の維持・再生に必要となる取組であるため、「地域社会再生事業費」の対象経費として想定している。
29	(省)	青森県	農業行政費に係る給与関係経費の適切な算入について	地方公共団体の農業分野ごとの配置職員数の実態が基準財政需要額に反映されるよう、単位費用の拡充及び段階補正の適正化を図られたい。  [継続]	採用する。  農業行政費における職員数については、定員管理調査における農林水産部門の職員数の実態を踏まえ、1名増員する。 また、これに伴い、段階補正の設定に際して、各団体規模における職員の配置数についても、必要な見直しを行った。
30	(省)	岩手県	中山間地域等直接支払交付金制度に係る地方負担額の適切な反映について	中山間地域等直接支払交付金制度について、中山間地域の耕地面積の多寡が適正に反映される密度補正措置により、措置不足の解消を図られたい。  [継続]	以下の理由により採用しない。  中山間地域等直接支払交付金については、その経費を単位費用で措置したうえで、負担額が算定額を上回る団体に対しては、特別交付税により措置している。 なお、密度補正の創設については、実情を踏まえながら、慎重に検討する必要がある。
31	(省)	鹿児島県	畜産行政に係る密度補正の新設について	単位費用措置されている畜産関係経費については、畜産農家数に全国的にばらつきがあり、測定単位である農家数よりも畜産農家数の方が相関性が高いことから、当該指標による密度補正の新設を引き続き検討すること。  [継続]	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。  農業行政費は農業に関する様々な業種の財政需要を対象とし、農林業センサスで把握できる「農家数」を指標として算定している。 提示されている畜産農家数は、「農家」中「販売農家」から推計したものであるため、新たな補正を講じるための公信力を持った統計数値として用いることは困難である。

(様式2)

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 地域振興費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
32	(省)	青森県	投資的経費に係る財政需要について	地方公共団体ごとの投資的経費の必要度が適切に基準財政需要額に反映されるよう、地域間格差の縮小に配慮されたい。  [継続]	以下の理由により採用しない。  公的固定資本形成に係る補正については、公共事業の執行に支障をきたすことのないよう、投資的経費の状況等を踏まえて算定している。
33	(省)	鳥取県 島根県	投資的経費における財政措置について 【島根県・鳥取県共同提案】	社会資本整備が遅れている団体の投資的需要が的確に基準財政需要額に反映されるよう、公的固定資本形成に係る補正係数及び単位費用の充実を図ること。  [継続]	以下の理由により採用しない。  公的固定資本形成に係る補正係数については、公共事業の執行に支障をきたすことのないよう、投資的経費の状況等を踏まえて算定している。
34	(省)	富山県	新幹線鉄道整備事業債に係る事業費補正の見直しについて	消費税率の引上げに伴う地方消費税の増収分については、社会保障施策に要する経費に充てることとされていることから、地域振興費の事業費補正に係る補正率算定方法を見直されたい。  [継続]	以下の理由により採用しない。  平成20年度算定において、整備新幹線に係る元利償還金の負担が重く、通常の算入率によっては財政運営に支障が生じるおそれがあると判断される地方団体に限り、算入率の引き上げを行ったところ。このため、指標には元利償還金の負担の重さを測る観点からは、その重さが直接関係ない財政力指数ではなく、標準財政規模に占める元利償還金の割合を用いることが適当であると考えている。 また、指標の妥当性を保つためには、標準財政規模から特定の経費を控除することは困難と考える。

(様式2)

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 地域振興費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
35	(省)	愛知県	公共施設の老朽化対策に係る経費の措置の充実に ついて	公共施設の老朽化対策に係る経費が増加することから、起債及び事業費補正による措置に加え、投資補正において、より広範な老朽化対策に係る経費を需要額に算入されたい。 [継続]	以下の理由により採用しない。 公共施設の老朽化対策については、適切な事業実施が可能となるよう公共施設等適正管理推進事業債の見直しを行い、長寿命化事業等について、事業費補正による普通交付税措置率を平成30年度同意等債からは財政力に応じて30~50%に拡充している。 また、令和元年度同意等債からは個別施設計画に位置付けられた都市公園施設、林道、地すべり防止施設についても対象事業に追加されており更に拡充することとしている。
36	(省)	和歌山県	投資的経費における適切な財政措置について	各地方公共団体の投資的経費が、適切に基準財政需要額に反映されるよう、現行の公的固定資本形成に係る補正の堅持等、引き続き財政措置を講じられたい。 [継続]	採用する。 公的固定資本形成に係る補正係数については、公共事業の執行に支障をきたすことのないよう、引き続き投資的経費の状況等を踏まえて措置していく。
37	(省)	徳島県	地域振興費における算定方法の見直しについて	地域振興費における投資補正係数については、公共投資の規模を反映するにも関わらず、民間投資にも大きく左右される係数になっていることから、急減による影響が生じないよう、急減や急増を調整する算定手法を導入するなど、より一層、的確な算定方法への見直しを図ること。 [継続]	一部採用する。 昨年度算定までは、当該団体内の県内総生産に占める公的固定資本形成の割合の5年分の数値を反映させていたところであるが、この基礎数値の急減又は急増による算定額への影響を低減させるため、今年度算定より、10年分の数値を指標として用いることとしたところである。

(様式2)

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 地域振興費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
38	(省)	香川県	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(旧)本州四国連絡橋公団)への出資金に係る地方債元利償還金の算入について	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構出資金に係る地方債元利償還金の60%を事業費補正により基準財政需要額に算入すること。 [継続]	以下の理由により採用しない。  地方債の元利償還に対する地方交付税措置のあり方については、事業費補正は可能な限り縮減する方向である。
39	(省)	兵庫県	外国青年招致事業に要する経費の適切な算入について	外国青年招致事業に要する経費の基準財政需要額の算定において、測定単位である人口と外国人青年招致人員が必ずしも比例しないことから、交付税措置額と決算額との間に乖離が発生している。乖離是正のため、市町村分と同様に地域振興費に外国青年招致人員による密度補正を導入し、必要な財政需要を適切に算定されたい。 [継続]	以下の理由により採用しない。  都道府県分の外国青年招致事業に要する経費の基準財政需要額の算定については、平成18年度まで、単位費用に積算した上で、密度補正により外国青年招致人員数に応じた措置を行ってきたが、算定の簡素化の観点から、平成19年度から同補正を廃止したところである。
40	(省)	徳島県	地域振興費における「若者の人口減少対策」の適切な算定について	地域振興費について、例えば、若年者の転入超過数(減少数)など、東京一極集中是正に係る取組みの必要度を測ることができる指標を用いて、「新たな補正係数」を設定するなど、「若者の人口減少対策」が必要な地方部に重点を置いた算定方法とすること。 [新規]	一部採用する。  人口減少対策に取り組むための財政需要については、「人口減少等特別対策事業費」において算定しているところであり、令和2年度においては、「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定を踏まえ、「東京圏への転出入人口比率」、「県内大学進学者割合」及び「新規学卒者の県内就職割合」を算定指標に追加している。

(様式2)

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 地域振興費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
41	(省)	長崎県	離島や過疎地域等条件不利地域への適切な配慮について	離島等条件不利地域の状況に鑑み、離島やへき地にかかる財政需要に対して、適切に補正係数に反映すること。 [継続]	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。  離島を有する都道府県における行政経費の増加需要については、現行のへき地補正において、離島において割高となる経費を踏まえ、補正係数を設定しているところであるが、引き続き適正な係数の設定に努めていく。
42	(省)	沖縄県	地域振興費における基地補正について	基地補正については、米軍施設・区域が極端に集中することによって生じる機会損失分を適切に反映させる仕組みの導入を検討するとともに、導入の目処が立つまでの間、従来単価を復活して適用すること。 [継続]	以下の理由により採用しない。  ご指摘の機会損失は、地方団体の財政需要ではなく、基準財政需要額に反映することは困難である。また、機会損失に伴う税収入の減少については、基準財政収入額にすでに反映されている。 また、米軍人口に応じた算定については、平成28年度算定において、人口を測定単位とする費目（消防費、清掃費等）の単位費用を用いて米軍人口に乗ずる単価を見直したところであるが、当該算定は、米軍人口が国勢調査の対象外であるため、人口を測定単位とする費目に係る経費を算定しているものことから、人口を測定単位とする費目の単位費用の動向を踏まえて単価を設定することが適切である。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
[ 都道府県分・市町村分 ]  
[ 総括・需要・収入 ]

[ 臨時費目 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
43	(省)	北海道	経常態容補正係数等の算出方法の見直し	算定指標の計算方法について、本来の計上趣旨を適切に反映するとともに、首都圏や大都市を抱える特定の都府県のみ需要額が大きく偏ることのないよう算定方法の見直しを検討すること。 [新規]	採用する。 「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定を踏まえ、人口減少等特別対策事業費(取組の成果分)において、「東京圏への転出入人口比率」等を追加した他、人口増減率のウェイトを引き下げるなどの見直しを行った。
44	(省)	青森県	経常態容補正係数Ⅱにおける条件不利地域等への割増係数の継続・拡充について	条件不利地域や財政力の弱い団体は、成果の実現に対して、より時間と経費を要すると考えられることから、経常態容補正係数Ⅱにおける割増係数の継続をすると共に、更なるシフトを行う場合には、割増しの強化をされたい。 [継続]	一部採用する。 人口減少等特別対策事業費の「取組の成果」へのシフトについては、「経済財政運営と改革の基本方針2019」を踏まえ、「取組の成果」に応じた算定が5割以上となるよう、さらに1,000億円をシフトすることとする。 その際、「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」の期間を踏まえ、前回のシフト(3年間)よりも長い令和2年度から令和6年度までの5年間をかけて、段階的にシフトする。 また、シフトに当たっては、条件不利地域への配慮として、これまでと同様に算定額を割増すこととした。
45	(省)	青森県	人口減少等特別対策事業費における取組の成果分へのさらなるシフトに係る慎重な対応及び自治体の取組努力の適切な反映について	人口減少等特別対策事業費のさらなるシフトについては、地方における成果の発現の状況を踏まえ、慎重に対応されたい。また、成果分において自治体の取組努力が適切に反映されるよう「人口増減率」の引き下げ等の指標の見直しを図られたい。 [新規]	採用する。 人口減少等特別対策事業費の「取組の成果」へのシフトについては、「経済財政運営と改革の基本方針2019」を踏まえ、「取組の成果」に応じた算定が5割以上となるよう、さらに1,000億円をシフトすることとする。 その際、「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」の期間を踏まえ、前回のシフト(3年間)よりも長い令和2年度から令和6年度までの5年間をかけて、段階的にシフトする。 また、令和2年度算定においては、人口減少等特別対策事業費(取組の成果分)の人口増減率のウェイトを引き下げる見直しを行った。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
[ 都道府県分・市町村分 ]  
[ 総括・需要・収入 ]

[ 臨時費目 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
46	(省)	宮城県 栃木県 福井県 奈良県 岡山県	経常態容補正係数等の算出方法の見直しについて	算定指標の計算方法について、本来の計上趣旨を適切に反映するとともに、首都圏や大都市を抱える特定の都府県のみが必要額が大きく偏ることのないよう算定方法の見直しを検討されたい。 [新規]	一部採用する。  「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定を踏まえ、人口減少等特別対策事業費(取組の成果分)において、「東京圏への転出入人口比率」等を追加した他、人口増減率のウェイトを引き下げるなどの見直しを行った。
47	(省)	群馬県	人口減少等特別対策事業費の適切な算定について	人口減少等特別対策事業費の計上趣旨を踏まえ、首都圏や大都市を抱える特定の都府県のみが必要額が大きく偏ることのないよう、算定方法を改められたい。 [新規]	採用する。  「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定を踏まえ、人口減少等特別対策事業費(取組の成果分)において、「東京圏への転出入人口比率」等を追加した他、人口増減率のウェイトを引き下げるなどの見直しを行った。
48	(省)	東京都	地域の元気創造事業費の適正な算定及び今後の取扱い	今後の地域の元気創造事業費の更なる拡大については、地方交付税制度の趣旨を踏まえ、慎重に検討されたい。 算定の考え方についても、人件費削減率や経常的経費削減率に大都市の事情を考慮されたい。 [継続]	以下の理由により採用しない。  地域の元気創造事業費については、前年度同額の総額とした。 本費目は行革により捻出した財源が地域経済活性化に要する経費に活用されていると考えられ、その需要を算定するものである。 人件費及び経常的経費の削減について、地方団体の裁量が働きにくい経費を分別することができないため、算定に反映するのは困難である。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
[ 都道府県分・市町村分 ]  
[ 総括・需要・収入 ]

[ 臨時費目 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
49	(省)	東京都	人口減少等特別対策事業費の適正な算定及び今後の取扱い	今後の更なる拡大については、地方交付税制度の趣旨を踏まえ、慎重に検討されたい。 算定の考え方についても、各自自治体の人口減少等対策への取組状況や、地域の実情に配慮した当該年度の財政需要が公平に反映されていない。 [継続]	以下の理由により採用しない。  人口減少等特別対策事業費については、前年度同額の総額とした。 取組の必要度分については、人口が減少している団体ほど、より対策の必要性が高いと考えられることから、人口増減率の指標を用いて、現状において数値が芳しくない団体の需要額を割増ししているものである。 なお、人口が増えている場合や指標が全国平均よりも良い団体においても、一定の人口減少対策等の需要が想定されるため、当該団体の必要度分の係数がゼロとなることがないように係数の設定を行っている。
50	(省)	富山県	人口減少等特別対策事業費に係る経常態容補正の見直し	人口減少等特別対策事業費に係る経常態容補正について、出生率など地方努力が反映されやすい指標の比重を高めていただきたい。 [新規]	一部採用する。  「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定を踏まえ、人口減少等特別対策事業費(取組の成果分)において、「東京圏への転出入人口比率」等を追加した他、人口増減率のウェイトを引き下げるなどの見直しを行った。 また、合計特殊出生率については、「ニッポン一億総活躍プラン」において希望出生率1.8を目標としていることを踏まえ、ストックを補完的に用いるのではなく、フローとストックを同等に評価することとし、それぞれの上限を撤廃することとする。 ただし、フローとストックの合計値については、「取組の成果」に係る全ての指標において上限を3としていることから、当該指標の上限も3としている。
51	(省)	石川県	「頑張る地方」を支援するための制度設計	インセンティブ算定の制度設計に際しては、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保した上で、国による政策誘導とならないよう、地域の実情に応じた行革等の実績を的確に反映できる指標を用いられたい。 [継続]	以下の理由により採用しない。  本費目は行革により捻出した財源が地域経済活性化に要する経費に活用されていると考えられ、その需要を算定するものであることから、各団体の削減実績により算定するものであり、国の政策目的達成の手段としての指標として用いているものではない。
52	(省)	福井県	人口減少等特別対策事業費の補正係数について	経常態容補正係数のうち有効求人倍率を用いた指標について、倍率の高い団体の需要額の算定が不利にならないよう、補正係数の算定方法を見直されたい。 [新規]	以下の理由により採用しない。  有効求人倍率は、その数値が芳しくない団体ほど、雇用機会創出などの対策の必要度が高いと考えられることから現在の算定方法としている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
[ 都道府県分・市町村分 ]  
[ 総括・需要・収入 ]

[ 臨時費目 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
53	(省)	滋賀県	経常態容補正係数等の算出方法の見直しについて	算定指標の計算方法について、本来の計上趣旨を適切に反映するとともに、首都圏や大都市を抱える特定の都府県のみ需要額が大きく偏ることのないよう算定方法の見直しを検討されたい(ウェイトの変更、人口減少等特別対策事業費と地域の元気創造事業費の比率の変更)。 [新規]	一部採用する。 「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定を踏まえ、人口減少等特別対策事業費(取組の成果分)において、「東京圏への転出入人口比率」等を追加した他、人口増減率のウェイトを引き下げるなどの見直しを行った。
54	(省)	兵庫県	行革努力分の職員数削減率の算定の対象(教育・警察職員の除外)	平成26年度から導入された地域の元気創造事業費において、行革努力分のうち職員数削減率の算定については、一般行政職のみを対象とされたい。 [継続]	一部採用する。 令和2年度の地域の元気創造事業費(行革努力分)においては、児童虐待防止対策の強化を進めていることや、技術職員の充実を図ることを踏まえ、職員数削減率の指標は廃止することとした。
55	(省)	鳥取県	経常態様補正係数Ⅱ(地域経済活性化分)について、最低賃金の上昇率を反映すること。	経常態様補正係数Ⅱ(地域経済活性化分)について、最低賃金の上昇率を反映すること。 [新規]	以下の理由により採用しない。 地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して厚生労働大臣等が定めるものであり、地域経済活性化を反映する統計指標として用いることは適当ではない。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
[ 都道府県分・市町村分 ]  
[ 総括・需要・収入 ]

[ 臨時費目 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
56	(省)	鳥取県 島根県	経常態様補正係数Ⅱ(地域経済活性化分)に関する指標の見直しについて 【鳥根県・鳥取県共同提案】	地域の元気創造事業費の経常態様補正係数Ⅱ(地域経済活性化分)について、取組の成果が適切に反映されるよう、外部要因に影響を受ける小売業年間商品販売額や事業所数のウェイトを低くするなどの見直しを行うこと。  [新規]	以下の理由により採用しない。  各団体の地域経済活性化の取組は様々であるため、バランスよく反映させるために幅広く選定したものであり、令和2年度においては、各指標のウェイトを同一として算定している。
57	(省)	鳥取県 島根県	地域の元気創造事業費の算定における経常態容補正係数Ⅱのうち若年者就業率及び女性就業率のストックを用いた係数の上限撤廃について 【鳥根県・鳥取県共同提案】	地域の元気創造事業費の経常態容補正係数Ⅱのうち若年者就業率及び女性就業率の算定において、ストックを用いた係数が適切に反映されるよう上限を撤廃すること。  [継続]	以下の理由により採用しない。  若年者就業率等の一部の指標については、従来から数値が高い団体がさらに数値を伸ばすことが困難であることから、過去からの伸び率を基本としつつ、直近の絶対値を補完的に併用しているため、上限の撤廃は困難である。
58	(省)	鳥取県 島根県	人口減少等特別対策事業費の算定における経常態容補正係数Ⅱのうち合計特殊出生率、若年者就業率及び女性就業率のストックを用いた係数の上限撤廃について 【鳥根県・鳥取県共同提案】	人口減少等特別対策事業費の経常態容補正係数Ⅱのうち合計特殊出生率、若年者就業率及び女性就業率の算定において、ストックを用いた係数が適切に反映されるよう上限を撤廃すること。  [継続]	一部採用する。  合計特殊出生率については明確に政府目標が設けられていることを踏まえ、ストックを補完的に用いるのではなく、フローとストックを同等に評価することとし、それぞれの上限を撤廃することとする。ただし、フローとストックの合計値については、他の指標とのバランスを踏まえ、上限3を維持する。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
[ 都道府県分・市町村分 ]  
[ 総括・需要・収入 ]

[ 臨時費目 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
59	(省)	鳥取県 島根県 長崎県	人口減少等特別対策事業費の算定における経常態容補正の適正な配分について 【鳥取県・島根県・長崎県共同提案】	人口減少等特別対策事業費の経常態容補正Ⅱ(取組の成果分)について、取組の成果が適切に反映されるよう、人口増減率のウェイトを引き下げ、出生率のウェイトを引き上げる見直しを行うこと。 [継続]	一部採用する。 出生率は人口増減率と同様、人口減少対策の成果を反映する代表的な指標であると考えられることから、ウェイトを人口増減率と同等とする。
60	(省)	山口県	「まち・ひと・しごと創生事業費」に係る基準財政需要額の適切な算定	人口減少等特別対策事業費の算定に当たり、当面の間は「取組の必要度」に手厚く配分すべき。 [新規]	一部採用する。 人口減少等特別対策事業費の「取組の成果」へのシフトについては、「経済財政運営と改革の基本方針2019」を踏まえ、「取組の成果」に応じた算定が5割以上となるよう、さらに1,000億円をシフトすることとする。 その際、「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」の期間を踏まえ、前回のシフト(3年間)よりも長い令和2年度から令和6年度までの5年間をかけて、段階的にシフトする。 また、シフトに当たっては、条件不利地域への配慮として、これまでと同様に算定額を割増すこととした。
61	(省)	香川県	水道事業の広域化後における経常態容補正係数Ⅰ(行革努力分)の算定について	県及び県内16市町を構成団体とする全県的な水道事業の広域化(香川県広域水道企業団の創設)を行った結果、各構成団体の「地域の元気創造事業費」の「経常態容補正係数Ⅰ」(行革努力分)の係数の減少が見込まれるため、算定方法を見直しを図ること。 [新規]	一部採用する。 令和2年度の地域の元気創造事業費(行革努力分)においては、児童虐待防止対策の強化を進めていることや、技術職員の充実を図ることなどを踏まえ、職員数削減率及び人件費削減率を用いた算定は廃止することとした。
62	(省)	愛媛県	まち・ひと・しごと創生事業費の継続及び取組成果を適切に評価した算定	まち・ひと・しごと創生事業費を継続することと併せ、人口減少等特別対策事業費について地域の実情や取組の成果を適切に評価した算定方法とされたい。 [継続]	一部採用する。 平成27年度に創設された「まち・ひと・しごと創生事業費」については、地方団体が自主的・主体的に地方創生に取り組むことができるよう、令和2年度においても1兆円を確保した。 地方創生は実際に取組をはじめてからその成果が生じるまでは一定の期間が必要となることであり、引き続き、「まち・ひと・しごと創生事業費」の安定的な確保に努めてまいりたい。 また、「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定を踏まえ、人口減少等特別対策事業費(取組の成果分)のうち道府県分において、「東京圏への転出入人口比率」等を追加した

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
[ 都道府県分・市町村分 ]  
[ 総括・需要・収入 ]

[ 臨時費目 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
63	(省)	福岡県	「取組の成果」「地域経済活性化の成果」に応じた算定へのシフトの継続	「取組の成果」「地域経済活性化の成果」に応じた算定への更なるシフトを行うこと。 [新規]	一部採用する。 人口減少等特別対策事業費の「取組の成果」へのシフトについては、「経済財政運営と改革の基本方針2019」を踏まえ、「取組の成果」に応じた算定が5割以上となるよう、さらに1,000億円をシフトすることとする。
64	(省)	熊本県	地域の元気創造事業費の適切な算定	災害救助費や災害関連の地方債など、自治体の責めによらず自然災害の発生に伴って増加する臨時的経費・地方債残高が、経常態様補正係数の算定上、不利に働いている。指標として用いている地方財政状況調査のうち該当部分を除くことなどにより、これらの影響を排除し、自治体の行革努力が適切に反映されるよう、算定方法の見直しを求める。 [新規]	一部採用する。 令和2年度の地域の元気創造事業費(行革努力分)においては、防災・減災対策の強化等の行政需要の変化に合わせて地方債残高削減率の指標を廃止することとした。 なお、経常的経費削減率については、地方財政状況調査上の「臨時的なもの」には自然災害の発生に伴って増加したもの以外も含まれ得るため、自然災害の発生に伴って増加した経費のみを除くことは困難であると考えます。
65	(省)	大分県	災害発生年度等の実績値への配慮について	災害による第一次産業産出額及び製造品出荷額への減少影響額を考慮していただきたい。 [新規]	以下の理由から採用しない。 成果を測る期間については、全国で同一の期間とする必要があると考えことから、特定の団体のみ対象期間を変えることはしない。 なお、こうした影響を緩和することを踏まえ、複数年の平均値を用いている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
[ 都道府県分・市町村分 ]  
[ 総括・需要・収入 ]

[ 臨時費目 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
66	(省)	大分県	地域の元気創造事業費における経常態容補正の指標の追加について	地方財政の安定的な運営のためには社会保障経費の抑制に取り組むことは必要不可欠であり、その取組の成果として「要介護認定率」の削減率を地域の元気創造事業費の経常態容補正の指標に追加していただきたい。 [新規]	以下の理由により採用しない。  介護保険法の本旨に沿って介護予防等の取組は進めていくべきであるが、要介護認定率の削減率を「行革努力分」の指標に用いることは、要介護認定の意図的な抑制につながるおそれがあることから、慎重に検討する必要がある。
67	(省)	宮崎県	条件不利地域への割増率の継続・算出方法の見直しについて	人口規模が小さく、財政力が弱い団体においては、非常に厳しい条件の中で地域経済活性化等に取り組んでいることから、条件不利地域への割増率を継続するとともに、財政力指数が低いほど割増率が高くなるよう見直していただきたい。 [新規]	一部採用する。  条件不利地域への割増率は引き続き継続することとしている。 しかし、財政力と取組の成果の達成度合いに相関関係がないことから、財政力指数に応じた割増率への見直しは行わない。
68	(省)	宮崎県	「まち・ひと・しごと創生事業費」における算出方法の見直し	自治体の取組努力よりも、結果として構造的な都市部への人口集中を評価・反映したものとなっていることから、真に人口減少対策等が必要な地方の実情を十分に踏まえた算定方法へ見直していただきたい。 [新規]	採用する。  「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定を踏まえ、地域の元気創造事業費(地域経済活性化分)において「高齢者就業率」を、人口減少等特別対策事業費(取組の成果分)のうち道府県分において、「東京圏への転出入人口比率」等を追加した。

(様式2)

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 公債費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
69	(省)	栃木県 山梨県 大阪府 岡山県	満期一括償還地方債に係る交付税措置について	3年の据置期間が設定された臨時財政対策債等の理論償還率について、満期一括償還方式で借り入れた場合の据置期間のない理論償還率を設定されたい。  [継続]	以下の理由により採用しないが、引き続き検討していく。  満期一括償還地方債の取扱いについて、実質公債費比率においては、償還期間を通して計画的かつ平準的な積立を行う必要があるため据置期間を前提としない一方、地方財政計画の計上額及び基準財政需要額の算定においては、地方団体の据置期間の設定状況等を踏まえて、当該期間が設定されているところ。据置期間のあり方に関しては、地方団体の据置期間の設定状況等を引き続き精査していく。

(様式2)

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 包括算定経費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
70	(省)	神奈川県	包括算定経費の適正な算定について	普通交付税の予見可能性を高める観点から、包括算定経費の積算根拠について、詳細を明らかにするとともに、補正係数の設定にあたっては、人口の多い団体への過度な割落しを行わず、適正に算定されたい。 [継続]	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。  地方団体の予見可能性を確保する観点から、翌年度の地方財政対策の内容や地方交付税の改正内容等について、可能な限り速やかに地方団体への説明を行っている。 包括算定経費(人口)においては、人口規模の大小に応じたコスト差に対して段階補正を設定しているところであるが、引き続き適切な係数設定に努める。
71	(省)	富山県	包括算定経費の算定に用いる耕地面積の見直しについて	包括算定経費の算定に用いる耕地面積に「非法人の農業経営体」の耕地面積を反映されたい。 [継続]	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。  耕地面積の変更にあたっては、農業経営体による耕作の状況や財政需要との関係等について慎重な分析が必要であるため、引き続き検討していく。
72	(省)	滋賀県	包括算定経費における種別補正係数の見直しについて	包括算定経費(面積)の種別補正において、湖沼は「その他の面積」として0.59の割落がかかっているが、現実に湖沼の環境・水質保全には多額の経費を要することから、実態に見合った種別補正係数に見直されたい。 [継続]	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。  種別補正係数の見直しについては、湖沼に係る全国的な財政需要の状況、客観的な指標との関連性、算定の簡素化との整合性といった観点から、慎重な検討が必要である。 なお、特別交付税においては、琵琶湖をはじめ、湖沼水質保全特別措置法により指定された湖沼の水質保全に要する経費について、その5割を措置している。

(様式2)

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 臨時財政対策債 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
73	(省)	青森県	臨時財政対策債発行可能額の算出方法(財源不足額基礎方式)における財政力による補正について	臨時財政対策債の配分に当たっては、引き続き財政力の弱い地方公共団体に配慮されたい。 [継続]	採用する。 本年度においても財政力に応じた臨時財政対策債の配分を行った。 なお、今年度は臨時財政対策債発行可能額の総額の減少に伴い、いずれの財政力指数でも、財源不足額が増えない限り、前年度と比較して臨時財政対策債発行可能額は減少することとなる。
74	(省)	山形県	臨時財政対策債発行可能額の算定方法の見直し(財政力の低い地方公共団体に対する配慮)	臨時財政対策債発行可能額の算定に当たっては、財政力の低い地方公共団体により配慮すること。 [継続]	一部採用する。 本年度においても財政力に応じた臨時財政対策債の配分を行った。 なお、今年度は臨時財政対策債発行可能額の総額の大幅な減少に伴い、いずれの財政力指数でも、財源不足額が増えない限り、前年度と比較して臨時財政対策債発行可能額は大幅に減少することとなる。
75	(省)	茨城県 埼玉県 千葉県 愛知県 大阪府	臨時財政対策債発行可能額の算定方法の見直し	臨時財政対策債発行可能額の算定方式について、財政力補正を平準化するなど配分方法を見直すこと [継続]	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 臨時財政対策債の配分に当たっては、財政力の強い団体は一般的に財政規模が大きく地方債による資金調達力も強いことを勘案して、財政力指数に応じて臨時財政対策債をより多く配分する補正を講じている。 なお、今年度は臨時財政対策債発行可能額の総額の減少に伴い、いずれの財政力指数でも、財源不足額が増えない限り、前年度と比較して臨時財政対策債発行可能額は減少することとなる。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
[ 都道府県分 ・ 市町村分 ]  
[ 総括 ・ 需要 ・ 収入 ]

[ 臨時財政対策債 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
76	(省)	神奈川県	臨時財政対策債への振替制度の抜本的見直し	<p>令和2年度の地方財政対策においては、臨時財政対策債に代わる抜本的な地方税財政制度の改正を実施されたい。</p> <p>仮に、令和2年度も臨時財政対策債を発行する場合には財政力指数による過度な補正を見直すこと。</p> <p>また、過去に発行した臨時財政対策債の元利償還金については、臨時財政対策債ではなく、別枠で財源措置を講じること。</p> <p>[継続]</p>	<p>一部採用する。</p> <p>令和2年度においては、水準超経費を除く交付団体ベースでの一般財源総額を1.1兆円増の61.8兆円、地方交付税総額については、0.4兆円増の16.6兆円確保し、臨時財政対策債については、前年度から0.1兆円減の3.1兆円とし、残高も0.5兆円減の53.3兆円とした。</p> <p>臨時財政対策債の配分に当たっては、財政力の強い団体は一般的に財政規模が大きく地方債による資金調達力も強いことを勘案して、財政力指数に応じて臨時財政対策債をより多く配分する補正を講じている。</p> <p>また、元利償還金相当額の全額を後年度の基準財政需要額に算入することで確実に措置している。</p>
77	(省)	石川県	臨時財政対策債発行可能額の算定方法の見直し	<p>財源不足の対応については、本来法定率の引き上げ等に対応すべきであるが、やむを得ず臨時財政対策債を発行する場合にあっても、その発行可能額の算定にあたっては、標準財政規模の小さい団体に配慮されたい。</p> <p>[継続]</p>	<p>以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。</p> <p>臨時財政対策債の配分に当たっては、財政力の強い団体は一般的に財政規模が大きく地方債による資金調達力も強いことを勘案して、財政力指数に応じて臨時財政対策債をより多く配分する補正を講じている。</p> <p>なお、今年度は臨時財政対策債発行可能額の総額の減少に伴い、いずれの財政力指数でも、財源不足額が増えない限り、前年度と比較して臨時財政対策債発行可能額は減少することとなる。</p>
78	(省)	静岡県	財政力に応じた傾斜配分による臨時財政対策債発行可能額の算出方法の見直し	<p>臨時財政対策債発行可能額の算出方法を、財政力に応じた傾斜配分から財源不足額に対する比例配分となるように見直すこと。</p> <p>[継続]</p>	<p>以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。</p> <p>臨時財政対策債の配分に当たっては、財政力の強い団体は一般的に財政規模が大きく地方債による資金調達力も強いことを勘案して、財政力指数に応じて臨時財政対策債をより多く配分する補正を講じている。</p> <p>なお、今年度は臨時財政対策債発行可能額の総額の減少に伴い、いずれの財政力指数でも、財源不足額が増えない限り、前年度と比較して臨時財政対策債発行可能額は減少することとなる。</p>

(様式2)

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分 ・ 市町村分 ]

[ 総括 ・ 需要 ・ 収入 ]

[ 臨時財政対策債 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
79	(省)	島根県	臨時財政対策債の算定 方法見直し	臨時財政対策債の発行の増嵩に伴い、各道府県の毎年度の償還額が財政力に見合っていない状況にあることを踏まえ、臨時財政対策債発行可能額の算定方法を見直すこと。  [継続]	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。  臨時財政対策債の配分に当たっては、財政力の強い団体は一般的に財政規模が大きく地方債による資金調達力も強いことを勘案して、財政力指数に応じて臨時財政対策債をより多く配分する補正を講じている。  なお、今年度は臨時財政対策債発行可能額の総額の減少に伴い、いずれの財政力指数でも、財源不足額が増えない限り、前年度と比較して臨時財政対策債発行可能額は減少することとなる。

(様式2)

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 法人税関係 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
80	(省)	新潟県	法人関係税における乗率の見直し	<p>法人二税の基準財政収入額の算定では、平成27年度以降、推計乗率は基本的に全国一律の設定となっているが、基準財政収入額と課税実績との乖離を縮小するため、各団体の税収伸率等の実態を踏まえた推計乗率を複数設定するように算定方法を見直すこと。</p> <p>[継続]</p>	<p>以下の理由により採用しない。</p> <p>法人関係税の算定に用いる乗率については、全国一律の乗率を基本としつつ、大規模災害に伴う税収への影響が見込まれる場合や各団体の課税実績や課税見込の状況等を踏まえ、特に考慮すべき事情がある場合に、個別の乗率を設定することがある。</p> <p>令和2年度においては、上記のような状況にはないことから、一律の乗率とすることとしている。</p>